

第1回「ひろしまの木を活かす建築大賞」運営業務委託仕様書

1 業務の目的

本県の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、豊かな資源を次世代に引き継ぐためには、「伐って、使って、植えて、育てる」ことによる、森林資源の循環利用を推進していくことが重要である。

しかし、県内の製材品消費量の約6割を占める木造住宅における木材需要については、人口減少等の影響により、新設着工戸数が減少し、需要の落ち込みが予測されている。

一方で、近年、新たな木質部材の開発や建築基準法の改正による木造建築に対するの防耐火規制等の合理化の進展、カーボンニュートラルへの関心の高まりなどにより、今まで鉄骨造や鉄筋コンクリート造で建設されることが多かった非住宅建築物について、木材利用の気運が高まってきている。

また、県内では木造設計に関する知識を持った建築士が増えつつあり、今後、非住宅建築物における木材利用を推進するためには、建築士が木造での設計に取り組みやすい環境を整えることが必要である。

そのため、本建築賞を創設し、木造・木質化された優れた非住宅建築物を表彰して、広く情報発信することで、建築士を始めとする建築関係者の木材利用に対する意欲を高め、木造建築の普及・発展に資することにより、森林資源の循環利用及び森林整備の促進を図ることを目的とする。

2 業務名

第1回「ひろしまの木を活かす建築大賞」運営業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

森林経営管理推進事業（ひろしまの木を活かす建築大賞）実施要領（別添1）に基づき、下記の業務を行うこと。

（1）事前準備等

ア 打ち合わせ

契約締結後、速やかに発注者と打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせは、発注者の求めに応じ適宜実施すること。

イ 応募作品の募集

- a. 発注者と協議のうえ、募集要項、HPを作成すること。
- b. 建築設計及び施工関係団体等と連携し、応募作品を広く募集すること。

c. 応募作品の受付を行い、審査員及び発注者に電子メール等により応募書類を送付すること。

(2) 審査会の運営

発注者と協力し、下記に従い、審査会の運営を行うこと。

ア 審査の進め方

a. 一次審査

応募作品について審査員による書面審査を行い、審査結果を取りまとめて二次審査に進む作品を5点程度選定し、選定結果を発注者に通知すること。

b. 二次審査

応募者が応募作品についてプレゼンテーションを行い、審査員が対面で審査することで受賞作品を選定する。審査会当日は記録等、運営を補佐すること。

c. 審査委員への支払い

審査委員に対する報償費及び旅費の支払いを行うこと。なお、報償費の目安は以下の通りとし、金額については発注者と協議して決定すること。

区分	金額
大学教授級	6,050 円/時間
大学准教授級	4,900 円/時間

(3) 木製賞状の準備

県が実施する表彰式において、入賞者に授与する木製の賞状を表彰式までに製作すること。

なお、木製賞状は広島県産材を使うこととし、樹種やデザインについては発注者と協議して決定すること。

(4) 受賞作品集の製作

受賞作品を取りまとめた受賞作品集を製作すること。製作に当たっては、使用した主要な木材の樹種、寸法、規格、加工工場、図面、写真等を可能な限り掲載し、新たに木造設計に取り組もうとする設計者の参考資料となるように編集すること。

なお、受賞作品集は20ページ程度で、紙媒体及び電子データで発注者に納品することとし、紙媒体の印刷部数は500部とする。

(5) 報告書の提出

実施内容をとりまとめた報告書を提出すること。報告書の内容は、活動の日時、実施内容、支払い内訳が確認できるものとし、報告書の様式は任意とする。なお、提出の形式は、紙媒体又は電子データとする。

5 その他の留意事項

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。本業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。
- (2) 本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
- (3) 受注者は、本委託業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は、広島県の了解なく公表又は使用してはならない。
また、受注者は、本委託業務で知り得た県及び受講者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、事業実施に必要であると認められる業務について、あらかじめ県と協議し、書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- (5) 受注者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (6) 受注者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。